○厚生労働省告示第十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年二月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～五十九　（略） 六十　術前・術後のイリノテカン静脈内投与、オキサリプラチン静脈内投与及びS－1内服投与の併用療法　切除が可能な膵臓（すい）がん	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～五十九　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和四年度、令和五年度及び令和六年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を次の表のように定め、令和八年四月一日から適用し、令和七年厚生労働省告示第七号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和三年度、令和四年度及び令和五年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　令和四年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	八四、八二二、八八〇、三一五円	三九一、二七三人
五歳から九歳まで	五七、六三六、〇四〇、四八〇円	五一六、〇九二人
十歳から十四歳まで	五七、三五九、九九二、三三〇円	五八六、三四一人
十五歳から十九歳まで	五七、六三四、〇三七、二四〇円	六六四、二七三人
二十歳から二十四歳まで	七六、四七八、一九七、六三七円	八八四、〇七三人
二十五歳から二十九歳まで	九八、五五一、九四三、六九八円	八七二、四二六人
三十歳から三十四歳まで	一二五、二三九、五二九、一七六円	八六七、三九三人
三十五歳から三十九歳まで	一八〇、五八八、六六六、九八九円	一、〇四八、一二二人
四十歳から四十四歳まで	二四四、一一五、三二三、三九七円	一、二〇五、五〇四人
四十五歳から四十九歳まで	三五九、八四二、〇九四、〇八四円	一、四五三、〇一九人
五十歳から五十四歳まで	四七三、一二五、三五一、七七〇円	一、五八二、二五〇人
五十五歳から五十九歳まで	五五一、八七七、一七五、〇一六円	一、五三六、六〇三人
六十歳から六十四歳まで	八八〇、〇一五、四七二、七二九円	二、二三八、二七七人
六十五歳から六十九歳まで	一、六九三、八〇七、六七七、二四四円	四、二九三、三二二人
七十歳から七十四歳まで	三、五九二、三〇六、一六二、五一四円	六、九三八、一三五人

二　令和五年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	八二、〇九二、七三九、三三四円	三六〇、二二二人
五歳から九歳まで	六〇、五七二、二〇七、四七四円	四八七、七九四人
十歳から十四歳まで	五九、一三〇、六四一、二三二円	五五七、八二三人
十五歳から十九歳まで	六〇、五九五、一六六、四五〇円	六四四、二六〇人
二十歳から二十四歳まで	七四、九四六、七三五、八八一円	八五七、三二八人
二十五歳から二十九歳まで	九九、四二八、四三九、六〇二円	八五九、六二四人
三十歳から三十四歳まで	一二五、三四五、三五五、九八二円	八二六、八一八人
三十五歳から三十九歳まで	一七八、〇一二、六四二、六六八円	九九〇、八三七人
四十歳から四十四歳まで	二四〇、七八九、六一三、〇四三円	一、一四八、三九〇人
四十五歳から四十九歳まで	三五〇、三二四、八四七、七三三円	一、三六一、八〇七人
五十歳から五十四歳まで	四八三、九七二、一五五、三七四円	一、五五七、二八三人
五十五歳から五十九歳まで	五六五、三九四、二六八、二五八円	一、五二一、八九三人
六十歳から六十四歳まで	八八三、七〇四、二〇〇、二九七円	二、一三〇、七一〇人
六十五歳から六十九歳まで	一、六七二、〇四八、三六〇、二八一円	四、〇〇七、四一八人
七十歳から七十四歳まで	三、五〇三、九九六、九九七、六六四円	六、四六四、八〇五人

三　令和六年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	七六、六二三、六六九、六二五円	三二九、四六六人